平成20年6月27日

大阪市中央区備後町二丁目2番1号 株式会社りそなホールディングス 代表執行役社長 檜垣 誠司

連結貸借対照表(平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

			(単位:百万円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2, 045, 603	預金	31,635,428
コールローン及び買入手形	1, 644, 268	譲 渡 性 預 金	1,362,130
债券貸借取引支払保証金	101, 250	コールマネー及び売渡手形	428,328
買入金銭債権	509, 277	売 現 先 勘 定	16,976
特 定 取 引 資 産	445, 962	债券貸借取引受入担保金	40,638
有 価 証 券	6, 718, 651	特 定 取 引 負 債	139,328
貸 出 金	26, 052, 461	借用金	684,186
外 国 為 替	71, 854	外 国 為 替	2,896
その他資産	1, 051, 340	社	892,130
有 形 固 定 資 産	391, 423	信託勘定借	367,996
建物	109, 084	その他負債	767,862
土 地	262, 945	賞 与 引 当 金	16,965
建設仮勘定	1, 389	退職給付引当金	4,349
その他の有形固定資産	18, 003	その他の引当金	20,454
無 形 固 定 資 産	33, 664	特別法上の引当金	0
ソフトウェア	13, 602	繰延税金負債	0
のれん	14, 484	再評価に係る繰延税金負債	42,494
その他の無形固定資産	5, 577	支 払 承 諾	969,346
繰 延 税 金 資 産	371, 871	負債の部合計	37,391,514
支 払 承 諾 見 返	969, 346	(純資産の部)	
貸 倒 引 当 金	△ 490, 803	資 本 金	327,201
		資 本 剰 余 金	673,764
		利 益 剰 余 金	1,190,557
		自 己 株 式	△ 1,280
		株 主 資 本 合 計	2,190,242
		その他有価証券評価差額金	123,207
		繰延ヘッジ損益	18, 308
		土地再評価差額金	58,961
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 2, 252
		評価・換算差額等合計	198,225
		少数株主持分	136, 188
		純 資 産 の 部 合 計	2,524,656
資産の部合計	39, 916, 171	負債及び純資産の部合計	39,916,171

連結損益計算書

平成 19年 4月 1日から ^{*} 平成 20年 3月 31日まで

(単位:百万円)

		科目			金	(単位:白万円 <i>)</i> _ 額
経		常	収	益		1, 114, 441
	資	金運	用 収	益	703, 122	
		貸 出	金 利	息	571,529	
		有 価 証 券	利 息 配 当	金	61,523	
		コールローン利息	息及び買入手形利	1息	16,442	
		債券貸借 耳	取 引 受 入 利	息	683	
		預け	金 利	息	15,649	
		その他の) 受入利	息	37,293	
	信	託	報	酬	41, 380	
	役	務 取 5	引 等 収	益	198, 765	
	特	定 取	引 収	益	67, 953	
	そ	の他	業 務 収	益	50, 719	
	そ	の他	圣 常 収	益	52, 501	
経		常	費	用		880, 728
	資	金調	達費	用	147, 772	
		預 金	利	息	88,856	
		譲 渡 性	預 金 利	息	10,353	
			息及び売渡手形利		1,909	
		売現	先利	息	874	
			取引支払利	息	1,319	
		借用	金利	息	6,689	
		社 債	利	息	31,396	
	2 Π.	その他の		息	6,373	
	役	務取		用	51, 666	
	特	定取	引费	用	107	
	そ		業務費 ※	用	93, 090	
	営そ	業の場合	経	費	385, 919	
	7		圣常費	用	202, 172	
		貸 倒 引 当 そ の 他 の		額田	15,643 186,529	
経		そ の 他 の 常	経 常 費利	用 益	100,323	233, 712
特		別	利	益		94, 111
"	固		全 処 分	益	416	V7, III
	償		を 取立	益	38,914	
	そ	の他の	特別利	益	54,780	
特	-	別	損	失		5, 131
	古		全 処 分	損	1, 992	,
	減	損	損	失	3, 054	
	そ	の 他 の	特 別 損	失	84	
税	金	等調整前	当 期 純 利	益		322, 692
法	人	税、住民利		税		15, 232
法		人 税 等	調整	額		△ 4,488
少		数株	主 利	益		9, 129
当		期純	利	益		302, 818

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(連結財務諸表の作成方針)

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結される子会社及び子法人等

19 社

主要な会社名

株式会社りそな銀行

株式会社埼玉りそな銀行

株式会社近畿大阪銀行

りそな信託銀行株式会社

Daiwa International Finance (Cayman) Limited 及び Daiwa PB Limited は清算により当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。

② 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に 見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態 及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2 社

- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等はありません。
 - ② 持分法適用の関連法人等 主要な会社名

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda .

④ 持分法非適用の関連法人等

主要な会社名

アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

⑤ 他の会社等の議決権の 100 分の 20 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連法人等としなかった場合の当該会社等

会社等名

株式会社長谷川

ミニター株式会社

株式会社ファーストアドバンテージ

連結される子法人等であるベンチャーキャピタルが営業取引として投資育成目的で株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないため、当社の関連法人等としておりません。

会社等名

畿内総合信用保証株式会社

近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され、出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連法人等としておりません。

- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
 - ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 4 社

3月末日 15 社

- ② 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項 原則 5 年間の定額法により償却を行っておりますが、重要性の乏しいものは発生年度において一括償却しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前 1 ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引 (特定取引目的の取引を除く) の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年~50年

動 産 2年~20年

(会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ172百万円減少しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ520百万円減少しております。

また、平成22年度中に予定している株式会社りそな銀行が保有する東京本社ビルの移転に際し除却が見込まれる有形固定資産について、耐用年数の見直しを行い、当連結会計年度において臨時償却を行いました。これに伴い経常利益及び税金等調整前当期純利益は1.332百万円減少しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及び それと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿 価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上して おります。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当 勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した 資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は374,040百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

前連結会計年度までは、連結財務諸表作成時に業績インセンティブ給与の支給総額が確定していたため、未 払金としてその他負債に含めて計上しておりましたが、当連結会計年度より、一部計算が未確定となるため、 合理的な見積額を賞与引当金として計上しております。

なお、前連結会計年度において業績インセンティブ給与として計上した未払金は16,035百万円であります。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。

過去勤務債務 発生年度に一括して損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)によ る定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(9) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりです。

信託取引損失引当金

10,686 百万円

一部の銀行業を営む国内の連結される子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約の ない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、計上しております。

預金払戻損失引当金

4,929 百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上して おります。

信用保証協会負担金引当金 3,958 百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見 積もり計上しております。

560 百万円

将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。

(10) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金 0 百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第 48 条の 3 第 1 項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 189 条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

なお、従来、証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づき、証券取引 責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当連結 会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連 法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(12) リース取引の処理方法

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

一部の銀行業を営む国内の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 1,804 百万円 (税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は 2,651 百万円 (同前) であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

一部の銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺

する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

一部の銀行業を営む国内の連結される子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行って おります。

(14) 消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(15) 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結される子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資を除く)

30,904百万円

2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は (再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは54百万円、(再)担保に差し入れている有価証券は86,492百万円でありますが、再貸付けに供

している有価証券はありません。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は22,057百万円、延滞債権額は394,291百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,147百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金 で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は202,978百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支 払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債 権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は627,474百万円であります。

なお、上記3.から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は278,367百万円であります。
- 8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

コールローン及び買入手形	230, 000	百万円
特定取引資産	96, 807	
有価証券	3, 414, 322	
貸出金	268, 999	
その他資産	4,028	
担保資産に対応する債務		
預金	193, 289	百万円
コールマネー及び売渡手形	250, 000	
売現先勘定	16, 976	
債券貸借取引受入担保金	40,638	
借用金	555, 600	
その他負債	139	

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券882,434百万円及びその他資産89,155百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,022百万円、敷金保証金は22,477百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、 契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約でありま す。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,049,701百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のも の又は任意の時期に無条件で取消可能なものが8,740,644百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内の連結される子会社及び 子法人等の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に 係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部 に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法に より公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づ いて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って 算出しております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 210,513百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額 61,870百万円

- 13. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金98,000百万円が含まれております。
- 14. 社債には、劣後特約付社債680,531百万円が含まれております。
- 15. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 433,580百万円であります。
- 16.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は453,847百万円であります。
- 17.1株当たりの純資産額 △ 13,711円 1銭
- 18. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1.	取得価額相当額	動産	13,774 百万円
		その他	627 百万円
		合計	14,402 百万円
2.	減価償却累計額相当額	動産	7,934 百万円
		その他	302 百万円
		合計	8,237 百万円
3.	期末残高相当額	動産	5,840 百万円
		その他	324 百万円
		合計	6,164 百万円

4. 未経過リース料 1年内 2,409百万円

期末残高相当額 1年超 4,235百万円

合計 6,645 百万円

5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 2,786 百万円

減価償却費相当額 2,683 百万円

支払利息相当額 206 百万円

6. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 利息相当額の算定方法

主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

19. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	\triangle 350, 094	百万円
年金資産 (時価)	600, 815	
未積立退職給付債務	250, 721	
未認識数理計算上の差異	△ 116, 017	
連結貸借対照表計上額の純額	134, 703	
前払年金費用	139, 053	
退職給付引当金	△ 4, 349	

20. 当社の子会社である株式会社りそな銀行は、平成20年4月28日開催の同社取締役会決議を経て、4月30日付で東京本社ビルを譲渡いたしました。

東京本社ビルは、同社が保有し、当社グループが使用しておりますが、譲渡後、当面は賃借により使用し、平成22年中には東京都江東区の深川地域に移転する予定です。

本件は、移転により、地域やお客さまとのリレーションシップを一層深め、新しい企業文化の創造を目指すとともに、オフィスインフラの抜本的な改革を進め、本社部門の生産性の向上等に取組むことが目的です。

譲渡先 三菱地所株式会社

譲渡資産 東京都千代田区大手町一丁目2番1他

りそな・マルハビル、うち株式会社りそな銀行持分

帳簿価額 581億円 譲渡価額 1,626億円

譲渡日 平成20年4月30日

- 21. 当社は、平成20年5月16日開催の取締役会における株式分割の決議及び平成20年6月26日開催の第7 期定時株主 総会における定款変更の承認可決に基づき、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に 関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」)施行日の前日を効力発 生日として株式分割を行い、単元株制度を導入いたします。
 - (1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

決済合理化法に基づき平成21年1月に実施が予定されている株券の電子化において、端株は電子化の対象にはならないことから、これに対応するため、株式分割を行い、端株制度を廃止するとともに単元株制度を導入するものです。

(2) 株式分割の割合

普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割いたします。

(3) 単元株制度の導入

普通株式及び各種の優先株式の単元株式数を100株といたします。

(4) 株式分割及び単元株制度の導入の時期

株式分割及び単元株制度の導入は決済合理化法施行日の前日を効力発生日といたします。

上記の株式分割が前期首において行われたと仮定した場合における「1株当たり情報」の各数値はそれぞれ以下 の通りであります。

(前連結会計年度)

1株当たりの純資産額 △236. 76 円 1株当たり当期純利益金額 539.33 円 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 342.37円

(当連結会計年度)

1株当たりの純資産額 △137. 11 円 1株当たり当期純利益金額 236.90 円 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 164.01円

22. 銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率(第二基準)は、14.28%であります。

(連結損益計算書関係)

- 1.「その他経常収益」には、株式等売却益 24,421百万円を含んでおります。
- 2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 76,579百万円、株式等売却損39,980百万円、株式等償却 28,271百万円 を含んでおります。
- 3. 「その他の特別利益」には、債権売却益 40,000百万円、投資損失引当金取崩額 14,779百万円を含んでおります。
- 4.1株当たり当期純利益金額

23,690 円 6 銭

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 16,401円 22 銭

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲 渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額			
	(百万円)	(百万円)			
売買目的有価証券	292, 348	721			

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借 対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
地方債	188, 989	194, 814	5, 824	5, 825	0

3. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)

	取得原価	連結貸借 対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
株式	385, 586	589, 979	204, 392	216, 106	11, 713
債券	5, 104, 401	5, 074, 447	△29, 953	7, 666	37, 619
国債	4, 184, 455	4, 151, 666	△32, 788	3, 273	36, 062
地方債	250, 751	253, 274	2, 522	3, 046	523
社債	669, 194	669, 506	312	1, 346	1,034
その他	451, 885	449, 103	△2, 782	8, 089	10,872
合 計	5, 941, 874	6, 113, 531	171, 656	231, 862	60, 205

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
 - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 - 3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。) しております。

当連結会計年度における減損処理額は、5,628百万円であります。

また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先:原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先:時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先:時価が取得原価に比べて下落

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
その他有価証券	29, 664, 971	75, 556	63, 489

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

内容	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場內国債券	30, 590
その他有価証券	
非上場内国債券	464, 038
非上場株式	82, 705

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1 年以内	1年超5年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
債券	3, 274, 881	1, 074, 209	810, 601	598, 369
国債	2, 739, 498	320, 309	518, 381	573, 473
地方債	52, 857	135, 084	254, 322	_
社債	482, 525	618, 816	37, 897	24, 896
その他	15, 212	62, 902	90, 446	214, 070
合 計	3, 290, 093	1, 137, 111	901, 048	812, 439

信託財産残高表

平成20年3月31日現在

(単位:百万円)

	資	產	Ē		金 額			負	債			金額
貸		出		金	126, 327	金		銭	信		託	16, 025, 426
有	価	Ī	証	券	9, 059, 990	年		金	信		託	4, 761, 549
信	託	受	益	権	26, 115, 140	財	産 尹	形成	え給 付	信	託	1, 272
受	託 有	ī 価	証	券	327	投		資	信		託	13, 748, 252
金	銭	1	責	権	374, 501	金统	銭信計	毛以名	外の金銭	の信	託	171, 894
有	形匠	定	資	産	632, 020	有	価	証	券の	信	託	523, 695
無	形匠	定	資	産	4, 165	金	銭	債	権の	信	託	398, 201
そ	の	他	債	権	15, 022	土	地及て	バその	の定着物	の信	託	121, 327
銀	行	勘	定	貸	367, 996	土地	也及びそ	の定	着物の賃借	権の信	託	4, 691
現	金	預	け	金	38, 043	包		括	信		託	977, 222
	合	ij	+		36, 733, 534			合	計			36, 733, 534

- (注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
 - 2. 信託財産の運用のため再信託された信託を控除して計上しております。
 - 3. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額 26,115,140百万円が含まれております。
 - 4. 共同信託他社管理財産 2,332,136百万円
 - 5. 元本補てん契約のある信託の貸出金 126,144百万円のうち、破綻先債権額は 104百万円、延滞債権額は 20,021百万円、3ヵ月以上延滞債権額は -百万円、貸出条件緩和債権額は 3,963百万円であります。 また、これらの債権額の合計額は 24,090百万円であります。
- (付)元本補でん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)の内訳は次のとおりであります。

金銭信託 (単位:百万円)

	資 産		金	額			負		債			金	額
貸	出	金		126, 144	元						本		433, 580
そ	\mathcal{O}	他		308, 320	債	権	償	却	準	備	金		380
					そ			\mathcal{O}			他		504
	計			434, 464				計					434, 464